

## 平成28年熊本地震からの早期復旧・復興に向けた万全な対策について

4月14日の夜及び16日未明に発生した震度7の地震をはじめとする一連の地震による災害で、69名（5/24現在）にも及ぶ多くの尊い人命が奪われ、熊本都市圏や阿蘇地域を中心に、多数の家屋崩壊、大規模な土砂災害など広範かつ甚大な被害が発生している。

また、被害は、道路、河川、鉄道をはじめ、農作物や農地・農業用施設、保健医療福祉施設、学校・文化施設、商工業施設等のあらゆる面に及ぶなど、災害発生から1か月が経過した今日でも、住民の生活はもとより、あらゆる産業に深刻な影響を及ぼしている。

国においては、直ちに総力を結集し、迅速な被災者の救助活動、避難者への生活支援、激甚災害の早期指定や補正予算の編成をはじめ、様々な取組みに尽力いただき、大変心強く感じているところである。

熊本・大分両県及び、両県内の被災自治体では、人命救助に全力を尽くすとともに、避難活動、救援物資の提供等、できる限りの災害応急対策を講じてきた。

また、九州地方知事会においては、平成23年10月に締結した「九州・山口9県災害時応援協定」に基づき、被災県への物的・人的支援を行うなど、九州・山口地域が一丸となって対応している。

現在も、全国の自治体、企業をはじめ国民の皆様からボランティアや義援金などの温かい御支援・御協力をいただきながら、関係機関と連携して、一日も早い被災者の生活再建と地域経済の復興に向け、全力で取り組んでいるところである。

九州・山口地域は、浸食を受けやすいシラス等の特殊土壌が広く分布し、南海トラフ巨大地震の影響も懸念されるなど、豪雨や地震などによる災害が発生しやすくなっている。そうした地域特性下において、住民の安全・安心を確保していくためには、道路や治水等の国土保全

事業を重点的かつ計画的に講じていくことが必要である。

国においては、引き続き、迅速・柔軟かつ効果的な取組が可能となるよう、以下の項目について早期に実現するよう求める。

## 1 被災者の生活再建に向けた支援の拡充

被災者の経済的負担及び心理的な不安を解消するため、災害弔慰金や災害障害見舞金等を増額するとともに、税の減免や軽減等に係る特例措置を講じること。

また、被災者生活再建支援金を拡充するとともに、半壊世帯・一部損壊世帯を支給対象とし、さらに、住宅だけでなく、生業に不可欠な店舗建物等も支援対象とするよう、制度の見直しを図ること。

加えて、応急仮設住宅の供与対象者について、ライフラインの被災状況に応じた柔軟な取扱いができるよう配慮すること。

## 2 公共土木施設の早期復旧と災害に強い道路ネットワークの構築

道路、河川、砂防、港湾、海岸、公園及び下水道等の公共土木施設について、梅雨期の到来等を見据えた対策を含め、早期復旧に向けた対策を講じるとともに、災害復旧事業や災害関連緊急事業等の補助対象の拡大等、財政支援を拡充すること。

また、災害時のリダンダンシーを確保するため、九州横断自動車道延岡線などの高規格幹線道路のミッシングリンクの早期解消を図るとともに、中九州横断道路や有明海沿岸道路などの地域高規格道路の整備促進や、それらを補完する国県道の整備促進を図るための必要な予算を確保すること。

併せて、全線開通した九州新幹線及び九州縦貫自動車道や大分自動車道の早期完全復旧に向け、事業者への支援も含めた特段の措置を講じること。

また、道路の通行止めにより多くの集落が孤立したことから、孤立化防止対策を講じるための防災対策予算を確保すること。

### 3 被災した鉄道に対する復旧支援

甚大な被害を受けた J R 豊肥本線や南阿蘇鉄道の早期復旧に向け、全面的な財政支援を行うとともに、経営基盤が極めて脆弱な南阿蘇鉄道株式会社に対しては十分な経営支援を行うこと。

また、J R 豊肥本線や南阿蘇鉄道の不通に伴う通学支援のためのバス等の運行に対する財政支援を行うこと。

### 4 観光産業への支援

九州・山口地域の基幹産業である観光産業については、今回の地震による施設・設備の復旧や営業・雇用の継続に係る財政措置を講じること。

併せて、熊本県や大分県だけでなく、九州全域に宿泊客のキャンセルが発生する等、風評被害が広がっていることから、九州観光推進機構等が行う国内外への九州・山口地域の情報発信や誘客策に対して財政支援するとともに、国においても、被災地の現状に関する正確な情報を発信すること。特に、減少したインバウンド客の回復・増加に向けた環境整備を早急に行うこと。

### 5 被災企業への支援及び雇用の維持

被災企業の早期復旧及び事業継続のため、施設・設備の復旧に係る補助制度、税の負担軽減等の特例措置の創設や事業者に寄り添った相談体制の整備等、総合的な支援を行うこと。

また、被災地域の雇用を維持するため、雇用調整助成金制度の更なる拡充と弾力的な運用を図るとともに、雇用保険に係る給付日数の延長や、被災者雇用に対する助成金制度の充実などの措置を講じること。

## 6 農林水産基盤の早期復旧及び農林水産業に対する支援

ため池等の農業用施設や農地、治山、林道、漁港・漁場等の災害復旧事業等について、梅雨期の到来等を見据えた対策を含め、早期復旧に向けた対策を講じること。

また、経営継続が困難な農林漁業者の経営再建及び共同利用施設等の早期復旧を支援すること。

## 7 文教施設や文化財の早期復旧

学校等施設・設備の復旧を行うため、専門家の派遣などの支援を行うとともに、財政措置について特段の配慮を行うこと。

また、損壊した文化財等の早期復旧についても、技術的指導や補助率の嵩上げ等、全面的な支援を行うこと。特に、九州・山口地域の観光名所である熊本城など、被害が甚大でかつ復旧・復興に高度な技術を要する文化財については、応急措置も含め、その復旧・復興に国が主体となって取り組むこと。

## 8 緊急的かつ柔軟な財政措置

被災者支援や災害復旧・復興等に多額の経費を要することから、県をはじめ被災市町村が危機的な財政状況に陥ることがないように、特別交付税の別枠措置や新たな補助制度の創設、補助率の嵩上げなど、東日本大震災を踏まえた特別な財政措置を講じること。

また、被災地に対して、全国の多くの地方公共団体から、職員の派遣や物資の提供等を行っていることから、これらの取組に対する財政措置を講じること。

さらに、今後、起こりうる大規模地震等に対する復旧・復興に、地方が安心感をもって取り組めるよう、今回の熊本地震の特別な財政措置も含めた法制度の整備等、万全の措置を講じること。

平成28年5月

九州地方知事会長

大分県知事 広瀬 勝貞